



香港税務局、FSIE制度に関する追加ガイダンスを公表

サマリー

香港税務局 (以下、IRD) は最近、域外からの所得に係る免税 (以下、FSIE) 制度のさまざまな側面に関する追加ガイダンスを公表した。それには、FSIE制度における対象所得、経済的実体要件および資本参加免除要件が含まれている。このタックス・アラートでは、追加ガイダンスの要点をまとめ、我々の見解を共有する。

2024年7月5日、IRDは、FSIE制度に関するホームページにおいて、よくある質問¹ (FAQ) 及び例示²を更新した。今回の更新で、IRDは6つのFAQと2つの実例を追加した。これらはホームページ上で**NEW**とマークされている。

新しいFSIE制度のFAQ

以下の表では、新しく追加されたFAQで取り上げられているトピックと問題点を要約している。

FAQ番号	トピック	IRDの見解 / ガイダンス
9	対象所得	<p>香港域外で動産又は不動産を購入し、香港域外で最終的に処分された場合、香港に送金されてなかった香港域外からの所得(以下、FSI) について</p> <ul style="list-style-type: none">動産又は不動産の処分に対する売却代金は最初のFSIとみなされる処分代金が香港に送金された時に、最初のFSIが香港で受領されたとみなされる香港で受領した最初のFSIが課税対象となるかどうかは、香港のFSIE制度の下での免除条件が満たされているかどうかによって決まる香港域外での動産又は不動産の処分による所得又は損失が、FSIE制度の下で事業所得税を課されるか否かは、個別に検討される

KPMGの見解

この取扱いは、シンガポールのFSIE制度において採用された取扱いと同様であり、シンガポール内国歳入庁が税務申告を目的として発行した外国所得追跡スケジュール表の標準テンプレートの説明文³にも反映されている。

¹ 詳細はこちらのリンクからアクセス可能: <https://www.ird.gov.hk/eng/faq/fsie.htm>

² 詳細はこちらのリンクからアクセス可能: https://www.ird.gov.hk/eng/tax/fsie_example.htm#a04

³ 詳細はこちらのリンクからアクセス可能: [https://www.iras.gov.sg/media/docs/default-source/uploadedfiles/pdf/explanatory-notes-\(final\)\(v2\).pdf?sfvrsn=9554a8d2_13](https://www.iras.gov.sg/media/docs/default-source/uploadedfiles/pdf/explanatory-notes-(final)(v2).pdf?sfvrsn=9554a8d2_13)

FAQ番号	トピック	IRDの見解 / ガイダンス
25	経済的実体 (ES) 要件	<ul style="list-style-type: none"> • 多国籍企業グループの事業体の持分の処分による不確定的所得は、実際の処分が2022年に行われた場合でも、2023年1月1日以降に発生した場合には、FSIE制度の対象となる。例えば、処分報酬の一部として、一定の業績目標を達成した場合に不確定的所得が支払われる場合が該当する • 多国籍企業グループの事業体で発生した、持分の処分から生じる不確定的所得の評価年度(以下、YOA)は、ES要件が満たされているかどうかを評価するYOAである
26		YOAの 基準期間の一部 において 負債と持分の両方を保有していた 多国籍企業グループの事業体は、当該YOAの終了前にすべての負債を処分したとしても、当該YOAの 純粹持株事業体には該当しない

KPMGの見解

多国籍企業グループの事業体は、ES要件を満たす必要があるYOAに留意すべきである。すなわち、課税ポイントにかかわらずFSIが発生するYOAは、香港で所得が受領された時点である。

28		<ul style="list-style-type: none"> • 香港域外子会社の持分の間接的譲渡により、香港域外の法域において課される法人所得税(以下、CIT)は、香港のFSIE制度において、資本参加免除要件である「subject to tax」の条件が満たされているかを決定する際に考慮される • この子会社の法域のヘッドライン税率が15%を超える場合、「subject to tax」の条件が満たされているとみなされる
29		香港域外の資本参加免除制度適用により 税額控除の対象 となり、その香港域外で持分処分益に対する 課税がない 場合には、「subject to tax」の条件は満たされていないものとみなされる
30	資本参加免除要件	<ul style="list-style-type: none"> • 香港域外からの配当の対象となる利益のうち、一部(すなわち、香港域外からの配当全額に満たない金額)しか「subject to tax」の条件を満たしていない場合には、現行法⁴の条文に基づき、「subject to tax」の条件を満たすか否かを判断するにあたって、割合適用アプローチを採用する余地はない (以下の具体例を参照) <p><u>具体例:</u></p> <p>香港域外からの配当金100ドルは、(i)「subject to tax」の条件を満たす80ドルと、(ii)「subject to tax」の条件を満たさない非課税所得20ドルで構成される対象利益から分配された</p> <p>この場合、香港域外からの配当金100ドル全てが「subject to tax」の条件を満たしているとは言えない。よって、配当金のうち80ドルは「subject to tax」の条件が満たされるとみなすような、割合適用アプローチを採用することはできない</p>

⁴ IRO第15N条(2)の現在の文言に基づく、「subject to tax」の条件を満たす基礎となる利益または関連する所得の額、または合計額は、香港域外からの配当の額と同額かそれ以上でなければならない。

KPMGの見解

- 我々は、「subject to tax」の条件が満たされているか評価する際に、間接的譲渡で支払われるCITを考慮するIRDのアプローチを歓迎する。多国籍企業グループの事業体が、間接的譲渡の所得について、実際に香港域外でCITを賦課されていることから、これは有用である。
- 一方で、香港域外の法域で(特に欧州では一般的に)資本参加免除制度の下で非課税となっている持分処分益について、香港で「subject to tax」の条件が満たされないことは、香港業務上の懸念点である。そのような香港域外における非課税所得に対して、香港において課税することは、香港を国際的なビジネス・金融センターとして、また投資の拠点として維持することに資するものではない。この問題を再検討し、欧州連合(EU)に働きかけることを検討するよう求めたい。
- また、香港域外からの配当金の分配の原資となる対象利益/関連する所得の一部が「subject to tax」の条件を満たす場合には、割合適用アプローチを認めるよう、香港政府に第15N(2)条の改正を検討することを提言している。

FSIE制度に関する新たな例示

新たに追加された2つの例示は、例33及び38である。例33は、認定された知的財産権のグループ内譲渡があり、かつ、FSIE制度の下でのグループ内譲渡の減税措置に関する申請がなされた場合のネクサス部分の計算を示す。例38は、持分のグループ内譲渡が含まれる場合の資本参加免除要件に基づく「subject to tax」条件の適用について示している。すなわち、その後のグループ外への持分の処分については、多国籍企業グループの事業体は、持分を売却したグループ会社によるグループ内譲渡の減税措置に係る申請により取得原価が調整されたため、会計上は損失であるが、FSIE目的では処分益となっている例である。

KPMGの見解

FSIE制度に関する最新のFAQ及び例示は、IRDがFSIE制度を実際にどのように管理しているかについて、さらなる指針を提供している。このガイダンスに加えて、IRDは、このFSIE制度に関する実務解釈指針(DIPN)を発行する可能性がある。

香港のビジネス・グループは、IRDがFSIE制度に関する追加ガイダンスを発表したことに留意し、指定されたFSIの香港および香港域外の課税ポジションを再検討し、全体的な課税金額を最適化するために何らかの措置が必要かどうかを検討すべきである。

なお、日本語でのお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。



Vivian Chen
陳蔚
Head of GJP China Tax
Tel: +86 755 2547 1198
vivian.w.chen@kpmg.com



Lisa Li
李輝
Partner
Tel: +86 10 8508 7638
lisa.h.li@kpmg.com



Jie Xu
徐潔
Partner
Tel: +86 21 2212 3678
jie.xu@kpmg.com



Rui Matsuo
松尾 星
Senior Manager Tel: +852 2978 8924
rui.matsuo@kpmg.com



Deborah Leung
梁 秀章
Senior Manager
Tel: +852 2685 7742
deborah.leung@kpmg.com



Tokiyo Akaba
赤羽 登季代
Manager
Tel: +852 2978 8247
tokiyo.akaba@kpmg.com



Takayuki Ogawa
小河 孝之
Manager
Tel: +852 3927 5525
takayuki.ogawa@kpmg.com



Masatoshi Okumura
奥村 雅敏
Manager
Tel: +852 2685 7584
masatoshi.okumura@kpmg.com



Masato Sawai
澤井 雅人
Manager
Tel: +852 5501 3735
masato.sawai@kpmg.com

kpmg.com/cn/socialmedia



For more KPMG Hong Kong (SAR) Tax Alerts, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg/cn/en/home/services/tax/hong-kong-tax-services/hong-kong-tax-insights.html>



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg/cn/en/home/about/offices.html>

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2024 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Chinese Mainland, KPMG, a Macau (SAR) partnership, and KPMG, a Hong Kong (SAR) partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

© 2024 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong (SAR) limited liability company and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.